

令和8年狛江市教育委員会第6回定例会会議録

日 時 令和8年6月12日（金）15：00～15：50
場 所 狛江市防災センター3階会議室
出席委員 教育長 柏原 聖子
委 員 齊藤 茂好・佐伯 英徳・小川 敦子・森 昌子
事務局 （議案説明者）
教育部長 波瀬 公一 教育政策監 鈴庄 美苗
教育部理事(兼)指導室長 松倉 淳之介 学校教育課長 中村 貞夫
傍 聴 なし

1 付議案件

- (1) 議案第54号
狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第55号
狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱の一部を改正する要綱

2 報告案件

－議会報告－

な し

－行政報告－

な し

－事務報告－

- (1) 狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の協議状況報告について

3 追加報告案件

－事務報告－

- (1) 非常変災等の発生時の対応について

教育長 ただいまから、令和8年狛江市教育委員会第6回定例会を開会します。会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「森委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（1）議案第54号「狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、審議します。

本件は、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。詳細は学校教育課長から説明します。

学校教育課長 本件は、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」が令和8年4月1日に施行されたことに伴い、「狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」に定める公務上の災害に対する補償基礎額を改正するものです。なお、補償基礎額は東京都と同額とし、本規則は令和8年4月1日から適用します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（１）議案第54号「狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（１）議案第54号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（２）議案第55号「狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。

本件は、東京都における「都立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。詳細は指導室長より説明します。

指導室長 「狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱」は、狛江市立学校教職員が狛江市教育委員会教育長の承認を受けて、ICTを活用した自宅等における勤務を実施するために、必要な事項を定めています。本要綱は、東京都の「都立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱」を参考としているもので、令和8年3月31日付けで当該要綱の一部改正が行われたことに伴い、改正内容に合わせて在宅勤務の要件等所要の改正を行うものです。

なお、令和8年4月1日から施行日までの間に、改正前の本要綱に基づく手続きを行った在宅勤務については、改正後の本要綱の規定を適用し、在宅勤務の実施を命じられたものとみなすものとします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

小川委員 今回の主な改正点によって教職員はどのように働けるようになり、働きやすくなったのでしょうか。また、教職員のウェルビーイングにどのようにつながっているのか教えてください。

指導室長 今回の在宅勤務型テレワーク実施要綱の一部の改正は、業務量管理・健康確保措置実施計画に定めた時間外在校等時間に関する目標と、ライフ・ワーク・バラ

ンスや働きがい等に関する目標を実現することを目的に、テレワークの実施に伴う手続きや運用を改善するための見直しを行うものです。

第5条においては、これまで時間単位の取得には条件がありましたが、時間単位の取得に関する条件を撤廃し、これまで以上に柔軟にテレワークを選択できるように変更しています。

第6条においては、在宅勤務を当該教職員が必要としている自宅以外の場所、例えば親族の住居等で、育児や介護を実施できるように見直しています。

第7条においては、サービスの取扱が変更され、在宅勤務を「自宅等への出張」として取り扱うのではなく、自宅等での勤務とし、在宅勤務下においても休憩時間を確実に設定し、取得できるようにしました。

第8条においては、第7条に関連して在宅勤務を「出張」から「勤務」の扱いに変更したことに伴い、実施手続きについて変更しています。これに関連して、在宅勤務の開始や終了等の連絡を受ける相手を所属長のみとしていましたが、「所属長等」つまり「所属長又は在宅勤務等命令権者」に変更し、手続きの利便性を向上させています。

これらにより、時間・場所の制約や、手続きの不便さを限りなく少なくして在宅勤務ができるようにし、働きやすくなっています。働きやすさが増すことで、教員の健康保持はもとより、教員の誇りややりがいが増え、ひいては子どもの学びがより豊かになるような授業改善に資することを期待しています。

小川委員 学校の働き方改革が進む中で、この法令整備によって、在宅勤務がしやすくなったことがわかりました。在宅勤務の形態が柔軟になることは、心身の健康の改善につながり、生活の質の向上につながると思います。また、それが子どもの学びの改善にもつながるのではないかと期待しています。

教育長 他に質問等、何かありますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。付議案件（２）議案第 55 号「狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（２）議案第55号は「可決」されたので、承認します。

次に、事務報告（１）「狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の協議状況報告について」、報告を求めます。

教育政策監 昨年度から引き続き、狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の第4回を令和8年5月18日に開催しました。同協議会では、論点整理（素案）について協議を行いました。

まず、論点整理（素案）では、4章に「協議から見えた、今後の検討に際して

盛り込むべき視点・論点」を記載しています。具体的には、1点目「児童生徒数の変化」、2点目「コロナ禍の影響と情報過剰社会において、子どもの『～したい』を見つけることの難しさ」、3点目「子どもの特性の多様さと、抱える生きづらさ」、4点目「地域学校協働活動等の地域の活力と、コミュニティ・スクールのゾーンの発展途上」、5点目「学習指導要領改訂の動きを踏まえた、『裁量』を最大限活かした学校づくりの必要性」の5点をまとめています。

これらについて、委員からは、子どもの実情、教育内容、教育資源、学校整備、保護者の関心や保護者の巻き込み等の点において、論点整理の追記・修正をすべきとする意見が得られました。

特に子どもの実情については、物分かりが良すぎる子どもや大人への期待に敏感になっている等の指摘もあり、注目すべき点の一つだと考えています。

今後は第5回連絡協議会に向けて、コミュニティ・スクールのゾーンごとに協議を深めていただく予定です。また、教育委員会事務局においては、魅力ある学校づくりに関する児童生徒の意見を聴取できるよう、取組を進めていく予定です。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

佐伯委員 報告書は非常によくまとまっており、課題も明確で、今後狛江市として教育を推進していく一つの指標になり得るものだと思います。論点整理に関しては、5つの視点・論点が示されています。これらの内容の中には施設整備を必要とするものもあれば、施設整備に関わらず、全ての学校において共通して満たすべき事項があるように思いますが、いかがでしょうか。

教育政策監 今回の論点整理（素案）で示された内容や連絡協議会で協議された内容からは、子どもや保護者の実情を踏まえると、教育内容も教育資源も現状のままではなく、いくつかの変化が必要であることについて、協議会の委員間において共通認識を持つことができました。

その上で、協議された視点・論点の中には、施設整備に関わらず全ての狛江市立学校が共通して実現すべき内容と、個々の学校の施設整備に応じて個別に対応すべき部分とに大別できると考えています。

今後は、コミュニティ・スクールでの協議結果や、児童生徒の意見も活用しながら、全ての狛江市立学校が実現すべき内容を具体的に言語化するとともに、施設整備が考えられる部分についてもより具体化できないか、検討を深めていきます。

佐伯委員 全ての学校において取り組むべき課題の中で、私が特に注目したのは特別支援教育の推進です。「子どもの特性の多様さと、抱える生きづらさ」という項目では、特別支援教育のニーズが高まっていることが指摘されています。

狛江市はとても狭い市域でありながら、知的障害のある子どもに対する固定級と、情緒障害のある子どもに対する固定級があります。また、小学校6校には2校ペアで行っている特別支援教室があり、中学校4校では狛江第二中学校が拠点

校で、狛江第一中学校、狛江第三中学校、狛江第四中学校が巡回校として取り組んでいます。このように、東京都の中でも狛江市は特別支援教育について様々な点で力を入れており、充実しています。

一方で、「特別支援」と呼ばれる教育について、現在ではもう「特別」ではなくなったという見方もあります。「特別」というよりも、子どもたち一人ひとりに対してきめ細やかな指導・支援を行い、分けるのではなく、インクルーシブに結びついていく部分もあると思います。そう考えると、まさに小学校、中学校に関わらず、狛江市全体で取り組むべき課題だと考えていますが、今後の方向性も含めて現時点の見解を伺います。

教育政策監

御指摘のとおり、特別支援教育と不登校対策は重複した部分があるという現状が確認できています。小学校の特別支援教室の全校拠点校化だけではなく、中学校においても、本来特別支援教育を受けられるはずの子どもが学校に通うことができず、学びの機会を確保できていないことも確認されています。

不登校対策と特別支援教育の連携が十分でないという現状を踏まえ、現在、論点整理（素案）の第5章の中には、「令和9年度から『多様な子どものニーズに対応する学校づくりに関する連絡協議会』を設置することが望ましい」と記載しています。この背景には、個々にラベルをつけるだけでは到底対応できないような状況になっていることがあります。今後、この多様な子どものニーズにどのように現実に対応していけるかについて、論点整理をまとめる中で協議を深めていきたいと考えています。

佐伯委員

論点整理（素案）の中で、特別支援教室の問題点として、拠点校と巡回校の支援の差が大きいため、各校を拠点にするべきではないかと指摘されています。通級による指導から特別支援教室に移行した、いわば通級の発展系が導入されてから10年以上が経過しました。利用する児童生徒がかなり増えてきたと認識しています。拠点校と巡回校の支援に差があるという課題については認識していませんでした。現時点で特別支援教室の課題として明らかになっていることは、具体的にどのようなことがあるのでしょうか。

教育政策監

第3回魅力ある学校づくり推進連絡協議会において、狛江市立小学校で勤務する教員から話題提供をいただきました。具体的には、拠点校と巡回校では、学校にいられる教員の時間が限られているため、授業と授業の間の休み時間も含め支援の差があること、さらに拠点校では校務分掌の中で実現できることが巡回校では実現できないということ等が指摘され、「格差」という表現が用いられていました。

佐伯委員

小学校は2校ペアとなり、1校が拠点校、もう1校が巡回校という形で展開している自治体は多くないと思います。充実化を進めていく中での課題として捉えました。中学校4校は1校が拠点校、3校が巡回校で、それぞれの学校には支援員がいて、授業の時間割の調整や行事の支援などをサポートしています。私は中

学校で勤務していましたので、順調に取り組めていると考えていました。小学校も含めこうした課題の解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。ただ、全校を拠点校とする場合には、教員の配置の問題もあり、そう簡単ではないと認識しています。

教育長 本件について、特別支援教育以外も含め、狛江市の魅力ある学校づくり推進連絡協議会の論点整理（素案）から感じた意見を伺います。

佐伯委員 今後の取組においても非常に大きな課題だと感じたのは、「4-5：学習指導要領改訂の動きを踏まえた、『裁量』を最大限活かした学校づくりの必要性」です。まさに今回の学習指導要領の改訂の議論の中で目玉になっていると思います。

柔軟な教育課程の編成の促進というテーマの中で謳われている内容を踏まえ、学校として柔軟に対応していく部分と、個々の児童生徒に向けた様々な特例など、こうした部分での裁量が重要です。ここで目指すものを明確にしていかないと、様々な解釈がされてしまい、各学校が目指す方向性がまちまちになってしまう可能性があります。学校の裁量で教科の時間も変えられるとなると、教育委員会としてきちんとしたガイドラインや方向性、問題点を整理していかないと、狛江市として目指す教育が実現しません。そういった部分の裁量の捉え方や、今後学校に対してどのように指示をしていくのかについて、見解を伺います。

教育政策監 御指摘のとおり、裁量というものはある意味ではとても強い武器になりますが、ある意味では各学校の差が広がる可能性があると思います。

これまでも学校はそれぞれの子どもの姿を見た上で、どういった学校であるべきかを考え、学校経営計画を立て学校運営をしています。一方で、新たな学習指導要領が始まる前の現在においても、学校裁量の活かし方について疑問の声が上がっています。具体的には魅力ある学校づくり推進連絡協議会の第4回の意見では、「教員の働き方改革が子どもと向き合うことにつながっているのかどうかを見直す必要がある」という指摘をいただいています。

今後、裁量を最大限活かすために各学校に必要な取組が何か検討することが必要です。その際、教育委員会において標準を示すようなガイドラインを出したとしても、それを学校現場が咀嚼し運用できるかについては見極めが必要だと考えています。教育委員会として、どこまでお示しすることが学校現場にとって、ひいては子どもたちにとってより良い学びにつながるのか検討する必要があると考えています。

斉藤委員 この協議会の立ち上げ当初、私は発言したことがあります。いわゆる「魅力ある」という概念を定義していかないと、綺麗ごとだけで済んでしまいます。「～に魅力があるから、～したい」という行動意欲としてのモチベーションアップはありますが、「魅力ある学校」は、保護者にとって自分の子どもをこの学校に通わせたいと思わせ、子どもにとっては通っている学校に喜んで通いたいと思わせる学校を目指すべきです。かつては「特色ある学校づくり」が盛んに言われ、打ち上

げ花火のようなことを行う学校もありました。それにより、校長が変わるたびに特色のある様々な取組が提示され、先生たちはそれに振り回されることとなります。中には、特色ある学校が見せかけだけのものとなっている場合もありました。まず、「魅力ある学校」、「特色ある学校づくり」をどのように区分けされているのか、伺います。

続いて、教員の勤務時間は7時間45分に加え、45分の休憩時間が設けられており、退校時間も決まっています。限られた時間の中で、時代とともに、学校は国や東京都、場合によっては柏江市から様々な要望を受けています。学校の取組はどんどん肥大化し、とてもやりきれない状況があります。その中でコロナ禍の3年間は、学校の取組の見直しや削減が行われ、学校の特色と取組を見直す良い機会でもありました。ところが、現在また元に戻るような傾向が見られます。魅力ある学校づくり推進連絡協議会が取りまとめる内容は、学校の理解によってはまた新しいことを始めなければならないのではないかという心配はあると思います。そのため、教員の働き方改革が謳われている中で、個人的には学校が抱えている様々な取組や行事の精選と削減が必要だと考えていますが、それについての見解を伺います。

教育政策監

1点目の「特色ある」と「魅力ある」の違いに関する質問です。特色ある学校という表現自体は素晴らしいものですが、新自由主義的な考え方や競争主義の高まりの中で、捉え方によっては、競争が助長され、数字で見えやすいものやわかりやすいものに偏ってしまう危険性もあると感じています。これは、特色あるという表現自体の問題ではないと考えています。

魅力ある学校づくり推進連絡協議会で進めていきたいことは、目の前の子どもにとって、その学校が真に魅力的なものであるのか、またその学校に積極的に通いたいと思えるのかについて、子どもの視点に立って「魅力」について検討を深めることです。

2点目の質問は、コロナ禍を経て行事が元に戻る傾向があり、精選が必要ではないかということです。行事については、それを行うこと自体が目的ではなく、学校経営計画のもとどのような学校を作り、どのような教育課程のもとどのように子どもを育てていきたいのかを踏まえた上で、その行事が子どもたちにとって必要なのかを検討することが重要です。

また、魅力ある学校づくり推進連絡協議会で昨年度来伝えているように、子どもの世界が変化し、子ども像も変化しています。これらの変化を踏まえ、行事を行うことが今の子どもたちにとって有効な策なのか、精選だけではなく、行事内容の見直しも含めて検討していく必要があると考えています。

斉藤委員

義務教育段階の小中学校は、9年間の中で時には子どもの意見や保護者の要望も取り入れる必要があると思います。しかし、学校の責務は、親が学校で子どもの学力をしっかり身につけて欲しいという思いと、子どもが勉強ができるようになりたいという願いに突き詰められています。それ以外の要素も大切ですが、この2つを見失うと、打ち上げ花火のような結果になりかねません。これは高い倫

理性と教科の専門性を持つ先生たちの責務です。学校は学力を身につける場所であり、本来、様々なリテラシーを育む場所ではありません。校長先生、先生方、そして教育委員会は、このコアの部分を見失わないように施策を進めていただきたいと思います。

小川委員

論点整理（素案）の検討目的の部分に「本検討は統廃合自体を目的としたものではなく」と書かれていますが、現状の変化や今後の見通しなどから、学校の統廃合と学区域の変更は現実的に避けられないのではないかと感じました。保護者の立場としては、統廃合以上に学区域の変更に対して抵抗感があると思いますので慎重な議論を重ね、保護者の理解を得るといった難しいプロセスが求められると感じました。

今ある学校の魅力をそれぞれの学校が切磋琢磨して高めていく。このことが統廃合や学区域の変更の決断が必要となるタイミングにおいてこそ重要になってくると感じます。学区域が変更になり、現在と異なる学校に通うことになっても、どの学校にも通いたくなる魅力があり、保護者にこれまで同様に自分の子どもを通わせたいと感じてもらえれば、その抵抗感が少なくなり、学区域の変更のハードルも下がるかと思います。時間はかかると思いますが、変わりゆく時間の変化とともに議論の硬直化が起これないよう、新しい意見を常に取り入れられるようなメンバー構成を含め、慎重な検討を重ねていただきたいと思います。

森委員

論点整理（素案）を拝見し、子どもたちの実情を踏まえながら、狛江市が有する教育資源や学校施設の整備状況、今後の学校のあり方について多面的な視点から丁寧に議論が進められていると感じました。

その中で、コミュニティ・スクールのあり方について気になりました。地域と学校が連携しながら子どもを育てる仕組みとして期待されている一方で、まだ発展途上の段階にあると考えます。狛江市はコンパクトな市の中に学校が配置されており、小・中学校の距離感も非常に近い特徴があります。徒歩5分や10分圏内にある学校同士だからこそ、施設や人材、学習活動の交流など、他の自治体にはない強みを活かした小中一貫教育や学校間の連携の可能性があるのでないかと考えます。

また、保護者の立場としては、保護者の関わりがとても重要な視点だと感じました。どうしても我が子だけに関心が向きやすいですが、保護者も学校を支える当事者として、保護者同士、保護者と教職員、それから地域の方々とのコミュニケーションを深めることが、子どもたちにとってより良い成育環境につながるのではないかと思います。学校だけで子どもを育てるのではなく、家庭や地域とともに狛江のまち全体で子どもたちの学びと成長を支える学校づくりが、狛江市の魅力ある学校づくりの方向性になるのではないかと思います。顔の見える距離感という狛江市の強みを活かし、学校や家庭、地域が連携して、子どもたち一人ひとりの学びと育ちを支える魅力ある学校づくりが進められるような議論ができることを期待しています。

教育長

これまで狛江市の特別支援教育は、全ての学校の全ての学級で、全ての教員による子どもたちのための特別支援教育を当たり前の教育として進めてきました。その結果、幸福、インクルージョン、地域協働という3つの柱に帰結したと考えています。一方で、狭い地域でありながらも、それぞれの学校区によって地域支援は千差万別です。現代的な課題に対して、それぞれの学校が速やかに実行できるよう、まずは学習者中心の学びを組織としてどのように実装していくかが、各学校に与えられた使命だと思います。そのためには、柔軟な制度設計と環境整備が必要です。

教育委員会は市民や子どもたちに対して、どのように本格的に教育を推進していきけるのかを必ず立ち戻って省察をしながら進めていく必要があります。その中で、コミュニティ・スクールも魅力ある学校づくり推進連絡協議会も、しっかりと議論を重ねながら発展させていくべきです。皆様の議論を聞きながら、ゴールがない長期的な取組であることを自覚しながら進めていくべきだと感じました。今後もこの組織が発展していくよう、引き続き御指導いただければと思います。

他に言い足りないことはありますでしょうか。

佐伯委員

情報過剰社会において、子どもたちの「～をしたい」を見つけることの難しさが問題提起されています。「ICT機器を通じた情報だけでなく、これまで以上に直接的に環境と触れ合い」という部分に非常に共感しました。ICTや生成AIが急速に普及する中で、子どもたちに直接的な経験がますます不足しているのではないかという危機感を持っています。直接的な経験や集団での経験は学校でしかできないものであり、オンライン授業では実現が難しいのです。

学校行事の精選や見直しについての議論もあります。その視点は必要ですが、子どもたちに必要な力を育むための明確なビジョンがあれば、これまでの行事をさらに拡充していくことも可能だと個人的には考えています。

また、論点整理（素案）の「子どもの実情」の部分には、「子どもが大きな夢や目標を語ること自体がなくなっている」と記載されています。これは非常に大きな課題の指摘と捉えています。子どもたちが自分の将来を考えたときに何をしたいのか、そのためにはどのような力を身につける必要があるのか、これこそが社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度の育成を目指すキャリア教育の重要性につながると考えました。

教育長

これで予定していた議事は全て終了となりますが、ここで当初予定の議事日程に事務報告を1件、追加したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

教育長

それでは、事務報告を1件します。追加事務報告（1）「非常変災等の発生時の対応について」、報告を求めます。

指導室長

令和8年6月3日に発生した台風6号の対応を踏まえ、試行的に学校での対応

を変更することとしたため、その内容について報告します。

非常変災等の台風接近、異常気象、線状降水帯などの発生時における児童・生徒の登校については、これまで午前6時30分の時点で、気象庁からの大雨・河川氾濫等の警戒レベル3・4・5、大雪・暴風・暴風雪の特別警報あるいは警報が発令された場合には、自宅待機とし、登校時刻等の決定は学校判断としていました。

現在、天候における予報の精度が上がっており、前日までの予測と合致した天候となることが多く、今回の台風では7:25に狛江市でレベル3大雨警報が気象庁より発表されています。そのため、児童生徒が見通しを持てる行動や、保護者の対応の準備等ができるように、前日の正午までに学校が対応を決定できるよう示し、判断の目安である警報等が一つでも発令されると予想される場合には、学校はオンライン授業とすることで、学びを止めることなく、学習を保障できるようにします。

また近隣の公共交通機関が計画運休の場合には、教職員の出勤が困難な場合も想定されることから、臨時休業の決断ができるようにもしています。

学校の判断については、各ゾーンで対応を決定し、近隣の学校の対応に違いがないようにして、児童生徒の安全を確保できるよう示しています。

なお、本取組は試行的に実施するものであり、非常変災発生翌日に、速やかに学校からの意見等を踏まえ、次回への対応を見直していきます。

教育長 それでは、追加事務報告1「非常変災等の発生時の対応について」、質疑・意見を伺います。

斉藤委員 自然災害の規模が大変大きくなってきており、従来への対応では十分に対応できない状況の中で、このような改善がなされたのは、時期に適した素晴らしい対応だと思います。マスコミでも報道されましたが、地区によって学校の判断と対応が異なることがあると思います。前日に休校を決定した地区、当日の朝に休校を決定した地区、またオンライン授業で対応した地区もあったでしょう。従来型の自然災害に対する対応が難しい中で、このように臨機応変に指示を示していくことは大変素晴らしいことだと思います。固定的なシステムではないと思われますので、ぜひ台風6号の対応の結果について、学校現場の感想や意見も聞きながら、適宜改善していただきたいと思います。

教育長 他になければ、以上をもちまして、令和8年狛江市教育委員会第6回定例会を閉会します。

狛江市教育委員会

教育長 _____

森委員 _____